

2 中東地域における日本関係船舶の 安全確保に関する政府の取組

令和元年（2019年）12月の閣議決定に基づき、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との密接な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施する取組が進められています。

（1）中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力

我が国は米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いています。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行うほか、下記の自衛隊の情報収集活動について、地域の関係国の理解を得られるよう努力を継続します。



日・イラン外相会談（令和2年2月15日）
提供：外務省

（2）航行安全対策の徹底

我が国に輸入される原油の約9割は中東地域からのものであり、中東地域を航行する船舶の航行の安全を確保することは重要です。令和元年（2019年）6月13日、オマーン湾を航行していた日本関係船舶が攻撃を受ける事案が発生しました。政府としては、本事案に係る被害状況等について情報収集に努めるとともに、海運事業者団体に対して、安全航行の徹底について注意喚起するなどし、関係省庁が連携して事態に対応しました。

また、政府としては、令和元年（2019年）12月の閣議決定において、「関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底」を進めることとされたことを踏まえ、関係省庁及び関係業界との間で連携体制を構築・強化するため、令和2年（2020年）1月に新たに設置した「中東地域の航行の安全に関する官民連絡会議」などを通じて、政府と関係業界との間で情報共有を図るとともに、必要に応じ適時の警戒要請を行うなどしており、関係業界による自主的な安全対策の徹底を促しています。

(3) 自衛隊による情報収集活動

令和2年(2020年)1月10日、河野防衛大臣が、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施を命じました。

命令の概要は以下のとおりです。

- 新たに編成する派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦 1 隻及び海賊対処行動に従事する派遣海賊対処行動航空隊の P-3C (しょう戒機) 2 機により情報収集活動を実施する。
- 活動期間は令和2年(2020年)1月20日から同年12月26日とする。ただし、派遣情報収集活動水上部隊の編成日は同年2月2日とし、同日以降速やかに活動海域に進出する。
- 活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域を含む。)とする。



情報収集任務を行う海上自衛隊艦艇

中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集に従事した水上部隊及び航空隊の活動状況は、以下のとおりです(令和2年(2020年)5月時点)。

1 水上部隊(派遣情報収集活動水上部隊)

(1) 活動した海域: オマーン湾の公海・アラビア海北部の公海

(2) 確認した船舶数

累計 7,617 隻

2 航空隊(派遣海賊対処行動航空隊)

(1) 活動した海域:

アデン湾の公海・アラビア海北部の西側の公海

(2) 確認した船舶数

累計 9,150 隻



船舶を確認中の P-3C